

閱覽用

平成29年 第6回

神崎市農業委員会総会議事録

平成29年6月5日

神崎市農業委員会

平成29年第6回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年6月5日(月) 午前13時30分 開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員13名

欠席委員 なし

傍聴者 なし

番号	役職	氏名	出欠
1	会長	森 義博	出
2	副会長	筒井 信秀	出
3	副会長	服巻 玉美	出
4	委員	香月 涼子	出
5	委員	馬渡 次秋	出
6	委員	原 隆行	出
7	委員	大田 一秀	出
8	委員	福田 省二	出
9	委員	角田 良正	出
10	委員	鶴 博行	出
11	委員	福田 肇	出
12	委員	黒田 和吉	出
13	委員	本間 昭久	出

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

3番 服巻 委員 5番 馬渡 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 江口 重信 係長 山口 秀利

日程第3 付議事件

議案第1号 平成29年第5回総会議案書の訂正について 1件

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 7件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	3件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	17件
議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査について	2件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件
報告第2号 農地利用配分計画について	1件

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長	江口 重信
農政農地係長	山口 秀利
農政農地係主事	市丸 麻記

【農政水産課職員】

農政水産課副課長	音成 栄志
農政企画係主事補	川端 晃博

6. 会議の概要

事務局長

農繁期に入り大変お忙し中、総会ということで出席いただきありがとうございます。
着席して議事を進めさせていただきます。

それでは、平成29年第6回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

会長

麦刈りにつきましては、南部の方では今日まで刈取りという話をされておりました。今年は大変好天気にも恵まれて、このままいけば品質面でも期待ができるのではないかと考えております。麦刈りをしているときは、雨が降らないようにと思いつつ刈っておりましたが、そろそろ雨が降らないかというような時期を迎えているところでございます。

それでは、只今から、平成29年第6回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長

ありがとうございました。本日の出席委員は13名でございます。全員出席です。

定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。「森」会長、宜しくお願いいたします。

(会長これより議長となる。)

議 長

それでは、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は3番 服巻 委員と5番 馬渡 委員の2名を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を事務局の江口局長、山口係長を指名します。

議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	平成29年第5回総会議案書の訂正について	1件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(所有権移転関係)について	3件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定関係)について	17件
議案第5号	農振除外申請に伴う事前審査について	2件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	4件
報告第2号	農地利用配分計画について	1件

以上、5議案30件、報告第1号、2号の5件でございます。

ご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は挙手をされ、指名を受けてから、最初に議席番号と氏名を言って、マイクを通して発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、議案書の訂正関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 平成29年第5回総会議案書の訂正についてを議題といたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第1号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第1号 平成29年第5回総会議案書の訂正について、平成29年5月2日に議決した農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番の内容に訂正がありました

たので、神崎市農業委員会会議規則第17条第1項に基づき、訂正の承認について審議をお願いいたします。

訂正箇所は10a当たりの対価の欄で、申請者が、売買金額を記載するところを、誤って賃借料を記載していることが判明し、平成29年5月15日付で訂正願いを提出されております。議案書1ページに、上段を訂正前、下段を訂正後として掲載しております。今後は申請者に十分確認をとり、受付を行いたいと思いますので、承認をお願いいたします。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

はい、事務局どうぞ

(質疑・応答)

事務局

補足でございますが、この議案につきましては、服巻委員の方から質問がございまして、親戚の中での話し合いにより、安価であると回答しておりましたので、訂正してお詫びいたします。

議 長

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。

議案第1号 平成29年第5回総会議案書の訂正について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(議案第2号、農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の2ページから3ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

まず、受付番号1番から受付番号6番までを先に審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

議案書2ページから3ページに記載しております、受付番号1番から6番です。

移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。申請者は農地の全てを効率的に耕作し、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可基準を満たしていると思われま

す。なお、受付番号6番は、平成29年第5回総会の直前に取下げをされており議案書の訂正をお願いしておりましたが、譲渡人が再度親族と話し合いを行い、改めて申請されております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑がないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番から6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

(議案第2号、農地法第3条関係)

それでは、次に、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号7番について審議いたします。

事務局から説明させます。

事務局

【議案第2号、議案書を基に朗読後、説明】

議案書4ページに記載しております、受付番号7番について、移転する権利は所有権で、申請理由等は記載のとおりです。譲受人は特定非営利活動法人で、障害のある方の就労支援として農作業を行うことを計画されております。隣接する宅地に障害者福祉施設を建てる予定で、施設の利用者及び支援員の方が農業をされるということです。許可後は野菜類、ぶどう等を作付される予定で、支援員のうち2名は、農家で2年程度研修をされたそうです。営利を目的としない法人が、事業を実施するうえで必要な施設の用に供するための取得は、不許可の例外として認められております。

申請者は現在農地を保有しておりませんが、当該目的による申請の場合には、下限面積要件は適用されず、取得後の全ての農地を効率的に利用することが求められます。

参考として、農地法施行令、施行規則、許可基準をまとめた資料を、資料No. 1として添付しております。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

はい、本間委員どうぞ。

13番 本間 委員

13番本間です。先ほど農地で野菜やぶどうを作られるということですが、作られた物は販売せずに、例えば施設の食材として、利用するということでしょうか。

事務局

行く行くは、販売を考えてあるようですが、まずはその方達でとお伺いしております。

議 長

はい、局長

事務局長

質問にお答えします。ぶどうも植えてすぐに実になるものでもありませんし、今のところは軌道に乗るまで自家消費とういうことで、後は障害施設の方がいらっしゃいますので、それを売って活動資金にされることはあると思いますが、今のところは、そのように聞いております。

議 長

他にありませんか。

ないようですので、質疑を終了します。

(異議なしの声あり)

議 長

これより採決に入ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請、受付番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(議案第3号、基盤法第18条第1項関係)

議 長

次に、議案書の5ページをお開きください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転関係)についてを議題といたします。受付番号1番は議事参与の制限を受ける案件となりますので、先に審議をいたします。

議 長

受付番号1番について、審議いたしますが、6番 原 委員が議事参与の制限を受けますので、退室を求めます。

(6番 原委員退室)

議 長

それでは、受付番号1番について審議をいたします。

事務局から説明を求めます。

事務局

【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)について説明します。

受付番号1番です。平成29年5月に佐賀県農業公社が買い入れた農地を、買い手へ所有権移転するものです。買い手は認定農業者であり、取得後の経営面積などあつせんの事業要件を満たしております。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）受付番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは、6番 原委員の入室を許可します。

(6番 原委員入室)

議 長

次に、受付番号2番、受付番号3番について審議いたします。事務局から説明させます。

事務局

【議案第3号、議案書を基に朗読後、説明】

受付番号2番から3番は、平成29年5月に佐賀県農業公社が買い入れた農地を、買い手へ所有権移転するものです。買い手は認定農業者であり、取得後の経営面積などあっせんの事業要件を満たしております。以上です。

議 長

只今、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑ございませんでしょうか。

はい、9番 角田 委員

(質疑・応答)

9番 角田 委員

9番の角田です。

お伺いします。10a単価が1番は〇〇万となって、2番、3番の方が〇〇万と、これは土地条件でそうなっているのか、それとも買う人の意見が組み入れてあるのか、そこら辺の説明をお願いしたい。

議 長

事務局説明をお願いします。

事務局

この事業の要件として10a単価が〇〇万円以上というのが基準となっておりますので、あっせん委員さんが仲介していただいて金額を決めておりますので、1番と2番、3番では金額が異なっております。

議 長

角田委員よろしいですか。

他にありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ないようですので、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転関係）受付番号2番、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

(農政水産課入室)

(議案第4号関係)

議 長

別冊の議案第4号をご覧ください。

それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

議 長

提案者である農政水産課から1ページの総括表について説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

農政水産課の川端と申します、よろしくお願いたします。

着席して説明させていただきます。

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。利用権設定関係総括表、利用権設定関係

神埼町、新規5件 再設定4件 計9件、内訳は田22筆35, 831㎡

千代田町、新規4件 再設定4件 計8件、内訳は田15筆32, 257㎡

神崎市 合計17件、内訳は田37筆68, 088㎡となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。

2ページの農用地利用集積計画、神埼町、新規分受付番号1番から受付番号5番までを審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの神埼町、新規1番から5番までの申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名、現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。設定する内容は、田9筆17, 870㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

集計表の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、神埼町、新規分の受付番号1番から受付番号5番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の3ページの神埼町、再設定1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、田13筆17,961㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、神埼町、再設定分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。

農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの千代田町、新規1番から4番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田10筆17,264㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、千代田町、新規分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町、再設定の受付番号1番から受付番号4番について審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第4、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の5ページの千代田町、再設定1番から4番までの申し出について説明します。設定する内容は、田5筆14, 993㎡となっております。

その他の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

議 長

質疑ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認め、質疑を終了します。

議 長

これより採決に入ります。

議案第4号 農用地利用集積計画、千代田町、再設定分の受付番号1番から受付番号4番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたします。

(農振除外申請関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査についてを議題といたします。

議 長

それでは、議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査の受付番号1番、受付番号2番について一括して審議いたします。農政水産課から説明を求めます。

農政水産課

【議案第5号、議案書を基に朗読後、説明】

はい、農政水産課の音成と申します。

議案第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査についてご説明いたします。着席して説明させていただきます。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。受付番号1番、受付番号2番につきまして、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

1番は神埼町〇〇地内、分家住宅建設として、田1筆、面積84㎡となっております。2番、千代田町〇〇地内、事業所拡張として、田1筆、面積3,200㎡となっております。なお、申請地番、資料、関係図面等は記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いします。神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑はございませんでしょうか。

はい、2番 筒井 委員

(質疑・応答)

2番 筒井 委員

2番の筒井でございます。

〇〇の〇〇会社のことですが、北側にずるっとあるとは農道じゃないかと思いたすが、出入口として利用しんさつとでしょうか。

議 長

農政水産課、説明をお願いします。

農政水産課

ご説明させていただきます。配置図、計画図を添付しておりますけど、現在の場所で事業されておりますが、拡張された際は、北側からの侵入と承知しております。

2番 筒井 委員

許可はもらってありますか。農道使用についてトラクターやコンバインの通るところで、かってに利用してもらおうと困りますので。

農政水産課

農道の使用につきましては、今のところ手続の確認はとっておりませんが、この後、確認していきたいと考えております。

2番 筒井 委員

許可を取っていないなら、良かてん、悪かてん言われんたいね。

議長

はい、事務局

事務局

今の説明で、既存の施設の入り口を活用して出入りされるんじゃないですか、新たに入り口を作られるということですか。また、フェンス等を設置されると思いますが、審議されんという事ですので、そこをお尋ねです。

農政水産課

今、承知している内容につきましては、新たに入口を作られるとは聞いておりません。お話しできるのは、現在の入り口を使われるものと承知をしております。

以上でございます。

議長

はい、福田委員

1 1番 福田 委員

1 1番の福田です。〇〇の件ですが、後から来て色々こうじょうを言わんごと言うてくれんですか。麦わらが飛んできたとか、おいがその田を作いよっとですよ。一回言われたとですよ、麦わらが風で飛んで、事務所のにきさい飛んで、「どがんしてくるっとね」と。私、はわきに行ったですよ。後から来てから色々言うなら、来んなど。古賀さんに言うたとですよ、言うってと。後から来て色々こうじょう言うない、でけん。担当者は〇〇さんやったろう。そいだけです。

議長

どうですかね、2つほど疑問点があっておりますが、即、承認に求める状況に至っていない感じですが、もう少し確認がとれないですかね。今の質問の内容で。

農政水産課

福田委員の意見につきましては、このあとも処理のやりとりすることがあり、お会いすることもありますので、今日お話し頂いた点については、お繋ぎしたいと思っております。

議長

どうぞ、事務局

事務局

今、農振除外について審議をして頂いておりますが、今みたいな話は現場の生きた声だと思しますので、この後、転用申請があがってくる訳でして、申請が出るのは寒い時期かと思っておりますので、その時まで農政課で得られた情報と私たちが得られた情報等を合わせて行きたいと思っております。

福田委員さんは地元の委員さんでもありますので、いい意味での指導対象として、地区の推進委員さんと共に協議すべき事項になってきますので、ご尽力の方をよろしくお願いします。

議長

どうぞ、事務局

事務局

今回、農振除外の事前審査については、その旨を県の方へ進達する訳でありますので、この案件につきましては、先ほど山口の方から説明しましたとおり、転用の5条申請の案件となりますので、転用の際にも条件とか意見があっていることを〇〇さんに繋いで行きたいと考えております。

会長の方からもありましたが、2名の方から意見があっています。審議されるかされないかは、この場の判断になりますが、ご審議頂きたいと思えます。

その辺も含めて、ご意見を賜りたいと思えます。

議長

他にありませんか。

はい、角田委員どうぞ。

9番 角田 委員

9番の角田です。

他の目的で使うとすると農振除外が必要でしょうが、農振除外した後に農道を使う、使わないになると思えますが、条件を後から付けることができますか。

農振除外した後に。

事務局

道路の管理については、どこが管理しているかになりますが、北側はおそらく県道ではないかと思えます。乗入れ口を作るには、県道であれば県土木事務所の許可が必要です。市道であれば市の建設課の許可が必要になります。乗入れ口の法面は道路敷きですので、道路法24条の許可が必要となります。また、麦わらの飛散については、法的に規制ができるかという、民法上の問題と思えますが、飛散したから責任が無いとは言いきれませんが、農業の麦わらですので、そこは申請者の方にこういう意見

があります、というぐらいしか言えないと思います。以上です。

議 長

他にございませんか。

この件につきましては、先ほどから意見があっております。農道使用の問題や地域住民と申しますか、農業に影響が無いかをしっかりと確認、指導するという事を条件に、採決を求めたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そういうこと条件に、この件につきましては、「やむを得ない」という意見を付けて回答することでよろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしということですので、「やむを得ない」旨の意見書を添えて回答することといたします。

議 長

以上で議案第5号 農振除外申請に伴う事前審査についての審議を終わります。
農政水産課の皆さん、お疲れ様でした。

(農政水産課退室)

(農地法第18条第6項関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認についてを議題とします。受付番号1番から受付番号4番までについて、事務局から報告させます。

事務局

【報告第1号、受付番号1番から4番の報告書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について、農地法第18条第1項ただし書き第1号から第6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから2ページに記載しております、受付番号1番から4番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約ですので、お目通しをお願いします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今、事務局からの報告のとおりです。

(農地利用配分計画関係)

議 長

次に、別冊の報告第2号をご覧ください。

報告第2号 農地利用配分計画についてを議題とします。

総括表及び集計表について、事務局から報告させます。

事務局

【報告第2号、農地利用配分計画について説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農地利用配分計画関係）について、農地利用集積計画により佐賀県農業公社が借り受けた農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農地利用配分計画の認可の通知があったものについて報告します。1ページの農地利用配分計画関係総括表をご覧ください。

ここで、ページの訂正をお願いいたします。備考欄の別冊P1～P24を、P1～P25に修正ください。申し訳ありません。

内容としましては、千代田町1件、田319筆851, 247㎡です。

農地の出し手から公社へ利用権設定を行った農地を、農地利用配分計画により担い手へ貸付けを行うというものです。詳細については別冊のとおりですので、お目通しをお願いします。以上です。

議 長

只今、事務局より報告がありましたが、報告内容等についてご質問はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

議 長

ないようですので、報告第2号 農地利用配分計画については、只今、事務局からの報告のとおりでございます。

議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第6回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

ご審議ありがとうございました。

14時15分 閉 会